

議第25号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

(1) 小規模な福祉施設等を含む防火対象物に係る消防用設備等の設置基準の整備

平成25年に発生した長崎市での認知症高齢者グループホーム火災や福岡市での有床診療所火災などの施設において多数の死傷者を伴う火災が相次いで発生したこと等を受け、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」といいます。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」といいます。）の一部改正並びに国の技術的助言の見直しがされました。

消防用設備等の設置は、政令及び省令による定めによるほか、呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号。以下「条例」といいます。）で、防火対象物の用途区分や規模により独自に適用対象を規定していますが、今回の政令及び省令等の改正により、条例で定める基準との不整合が生じることから、現状の条例の基準を維持するため所要の規定の整備等を行うものです。

(2) 違反対象物に係る公表制度の実施

平成24年5月に福山市において死者7人が発生したホテル火災などを受けて、国の技術的助言が出されたことを踏まえ、重大な消防法令違反のある建物について、その違反の内容をホームページ等において利用者等に公表する制度を新たに設けるための所要の規定の整備を行うものです。

2 条例の一部改正に係る政令、省令等の改正の概要

従前は二つ以上の用途に供された防火対象物であっても、主たる用途に供する部分以外の部分が小規模なときは、当該用途は他の主たる用途に含まれるものとみなしていました。

しかし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が強化されたことに併せて、小規模であっても火災になったときに危険性が高い用途（旅館、病院、社会福祉施設等）に供する部分は主たる用途に含めることなく、単独で規制の対象とするとともに、主たる用途に供する部分においては必要以上に規制されることを避け、従前どおり規制の対象外とするための消防用設備等に係る政令や省令等の一部改正がありました。

3 改正の内容

(1) 消防用設備等に係る関係規定の整備等

現在、条例の設置要件に基づきスプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯及び連結送水管の設置義務を課している防火対象物について、今回の政令及び省令等の改正により、一部に設備を設置することを要しない部分が生じることなどから、現行の条例で設置義務を課す防火対象物の要件を維持するよう規定を整備します。また、現行の基準と整合しない規定の整理を行います。

(2) 法令違反の内容の利用者等への公表

劇場、映画館、飲食店、物品販売店舗、旅館・ホテルなど不特定多数の者が

出入りする建物で、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定に基づき、設置が義務付けられている「屋内消火栓設備」，「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」のいずれかが未設置であるものを公表します。

公表は、消防機関が立入検査の結果を関係者に通知した後、14日を経過した日において、なお、その違反内容が是正されていない場合に呉市消防局ホームページなどに掲載して行うこととします。

4 施行期日

(1) 改正の内容(1)

公布の日

(2) 改正の内容(2)

平成30年4月1日

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>(スプリンクラー設備に関する基準) 第36条の5 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供する部分の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表各項((9)項口から(11)項まで及び(13)項から(20)項までを除く。)に掲げる用途に供する部分（主たる用途に供しない部分</p>	<p>(スプリンクラー設備に関する基準) 第36条の5 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供する部分の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表各項((9)項口から(11)項まで及び(13)項から(20)項までを除く。)に掲げる用途に供する部分（主たる用途に供しない部分</p>

を除く。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 令別表第1各項に掲げる建築物の1階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

(6) 地下街(公共用の地下道を除く。)

2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項各号(第2号_____を除く。)及び第3項並びに規則第13条第1項_____,第13条の2第3項,第13条の6,第14条及び第15条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第36条の7 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1 _____

_____ (16)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又

を除く。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 令別表第1各項に掲げる建築物の1階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

(6) 地下街(公共用の地下道を除く。)

2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項各号(第2号及び第3号の2を除く。)及び第3項並びに規則第13条第1項(第2号を除く。),第13条の2第4項,第13条の6及び第14条_____の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第36条の7 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下「小規模特定用途複合防火対象物」という。)のうち同表(5)項ロの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものに限る。)(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)

で、同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(前号に掲げるものを除く。))に限る。)及び(16)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又

は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項

_____の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 (略)

(誘導灯等に関する基準)

第38条 令別表第1(5)項ロ、(7)項(昼間(日の出から日没までの間をいう。以下同じ。))のみ使用するものを除く。)及び(12)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものには、避難口誘導灯を設けなければならない。

は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条(第4項第1号へを除く。)、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、規則第24条第5号ロ及びハ並びに第5号の2ロ(イ)及び(ロ)中「部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「部分」と、同条第5号ニ及び第8号の2イ中「階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「階」とする。

3 (略)

(誘導灯等に関する基準)

第38条 次に掲げる防火対象物には、避難口誘導灯を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物(同表(7)項に掲げる防火対象物にあつては昼間(日の出から日没までの間をいう。以下同じ。))のみ使用するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(5)項ロ、(7)項又は(12)項に掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分(同表(7)項に掲げる用途に供する部分にあつては昼間のみ使用するものを除く。)の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床

<p>2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの(昼間にのみ使用する防火対象物で、採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。</p>	<p>面積の合計が300平方メートル以上のもの 2 次に掲げる防火対象物には、通路誘導灯を設けなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)</p>	<p>(1) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物(昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(7)項に掲げる用途に供する部分(昼間のみ使用するもので採光が避難上十分であるものを除く。)の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>
<p>の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 (連結送水管に関する基準)</p>	<p>前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)並びに規則第28条の2(第1項第5号、第2項第4号及び第3項を除く。)及び第28条の3(第5項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 (連結送水管に関する基準)</p>
<p>第39条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。 (1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項、(13)項及び(16)項イに掲げる防火対象物</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。 (1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項、(13)項及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物であるもの及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であつて当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で</p>

<p>_____の無窓階（1階及び2階を除く。）で、床面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1に掲げる建築物の4階以上の階の屋上を、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供するもの</p> <p>2 連結送水管の放水口は、前項第1号_____に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第2号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第1号及び_____令第29条第1項各号（第3号を除く。）の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。</p>	<p>あるものを除く。）の無窓階（1階及び2階を除く。）で、床面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物のうち同表(10)項又は(13)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものに限る。）の無窓階(1階及び2階を除く。)で床面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 令別表第1に掲げる建築物の4階以上の階の屋上を、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供するもの</p> <p>2 連結送水管の放水口は、前項第1号及び第2号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第3号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第1号及び第2号並びに令第29条第1項各号（第3号を除く。）の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。</p>
	<p>(公表)</p> <p>第53条の2 消防長は、防火対象物における消防の用に供する設備(令第7条第1項に規定する消防の用に供する設備をいう。)の設置状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、防火対象物を利用しようとする者の防火に関する安全性の判断に資するため、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</p>